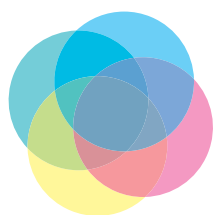




市制施行 15 周年記念 いわで魅力フォトコンテスト
グランプリ作品 「トラス橋～ since1930～」



令和 5 年度

市政懇談会

～活力あふれるまち ふれあいのまち～

目 次	ごあいさつ	2 ページ
	人口	3 ページ
	予算・決算状況（見込）	4 ページ
	主要施策・重点業務	6 ページ
	電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業	11 ページ
	主なくらしの補助	11 ページ

主要 施策

市の未来を見据えた施策の進行管理（市長公室）
将来を見据えた安定的な行財政運営の堅持（総務部）
こどもから高齢者まで、いきいきと暮らせる福祉の充実（生活福祉部）
国土強靱化、住みよいまちづくり（事業部）
財政基盤の確立を図り、国土強靱化を進め、効率的な経営を行う（上下水道局）
学力向上と感染リスクを踏まえた教育活動の推進（教育部）
公金管理における安全性、流動性、効率性の確保（出納室）
議会運営の円滑化（議会事務局）

岩 出 市



ごあいさつ

「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け



岩出市長 中芝正幸

第27回令和5年度市政懇談会のご案内にあたりご挨拶申し上げます。

6月の台風2号に伴う大雨では、県内において大きな被害となりました。亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に、お見舞い申し上げます。

さて、2019年（令和元年）12月に中国で初めての感染者が確認されてから、わずか数カ月で世界的に流行した新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）は、本年5月、感染法上5類に移行したことに伴い、規制が緩和され、回復需要も期待されています。

この間、医療従事者はじめ感染拡大防止にご協力いただいた皆様には深く感謝申し上げます。また、引き続きワクチン接種を協力医療機関において実施しておりますので、対象となる方は、感染対策として接種のご検討をお願いいたします。

コロナの感染対策は、子ども達にも多くの我慢を強いることとなりました。3年間の喪失は、本人や保護者、関係者の方々にとりまして大変残念で、辛いものであったと想像します。発育への影響など懸念は残されていますが、感染に配慮しつつも、教育や保育の活動、行事・大会の開催、子ども同士の交流が戻り、日常となっていくことに安堵しています。

本市主催、共催の行事、イベント開催についても、地域の活性化や、交流の機会となるよう、安全に配慮し計画してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

本懇談会につきましても、基本的な対策を講じ、4年ぶりに会場での開催とさせていただきます。

懇談会は、市政運営の基本方針のひとつ「対話と協調」の一環として住民参加のまちづくりを進めることを目的として、区・自治会長会と共催で開催しています。

皆様には、それぞれの地域が抱える諸問題、行政に対する意見・要望をお寄せいただくとともに、同封の開催日程をご覧ください、お誘いあわせの上、会場へのご参加を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度予算や令和4年度決算見込み、主な市の事業など、本懇談会で、ご説明をさせていただく予定ではありますが、次のページ以降、一部ご紹介させていただきます。

また、現在実施しているくらしの補助の一部を11ページ以降に掲載していますのでご覧ください。

これら事業の他、一昨年から取り組んでいますDX（デジタルトランスフォーメーション）事業では、本市でも8月からマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書を取得できる「コンビニ交付」を開始できるよう慎重に準備しています。

いずれの施策も進めるにあたっては、皆様のご支援ご協力が不可欠です。

今後も、バランスのとれたまちの実現を目指し、取り組まれますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。



人口

令和 4 年

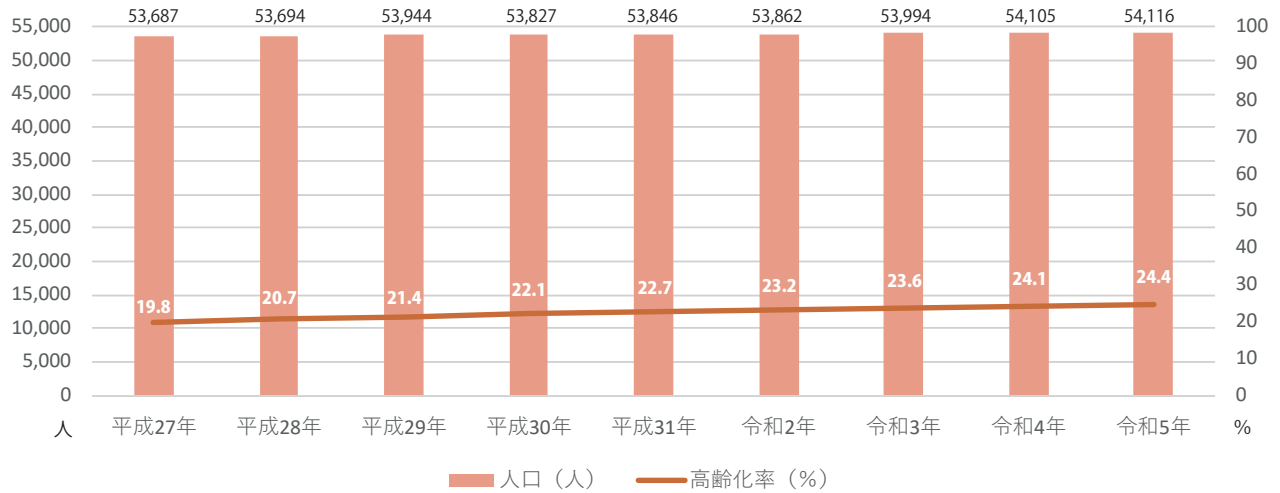
出生 1日に
1.13人

死亡 1日に
1.47人

転入 1日に
5.53人

転出 1日に
5.01人

人口（総人口）・高齢化率の推移（平成 27 年から令和 5 年・各年 3 月 31 日現在）



人口・世帯数・高齢化率の推移（各年 3 月 31 日現在）

	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (戸)	高齢化率 (%)
平成 27 年	53,687	25,956	27,731	21,805	19.8
平成 28 年	53,694	25,947	27,747	22,077	20.7
平成 29 年	53,944	26,066	27,878	22,407	21.4
平成 30 年	53,827	26,004	27,823	22,697	22.1
平成 31 年	53,846	25,993	27,853	23,024	22.7
令和 2 年	53,862	26,065	27,797	23,322	23.2
令和 3 年	53,994	26,105	27,889	23,692	23.6
令和 4 年	54,105	26,119	27,986	24,031	24.1
令和 5 年	54,116	26,093	28,023	24,371	24.4

高齢化率：65 歳以上人口が総人口に占める割合

県内他市の人口・高齢化率（令和 5 年 3 月 31 日現在）

	人口	対前年比	高齢化率		人口	対前年比	高齢化率
和歌山市	358,203 人	△ 2,637 人	30.9%	御坊市	21,851 人	△372 人	32.9%
海南市	47,593 人	△ 803 人	37.5%	田辺市	69,156 人	△1,258 人	34.2%
橋本市	60,005 人	△ 737 人	34.4%	新宮市	26,607 人	△553 人	38.6%
有田市	26,060 人	△ 502 人	35.8%	紀の川市	59,803 人	△502 人	33.6%



予算 (令和5年度)

一般会計の当初予算総額は173億7,600万円で、前年度と比較すると、率にして0.8%、金額にして1億4,700万円減となりました。

【用語解説】

▼一般会計

福祉、衛生、道路整備、教育など市の基本的な事業に関する会計

一般会計のほか、本市では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4つの特別会計と、公営企業法の適用を受ける水道事業会計と下水道事業会計があります。

▼自主財源

市が自主的に収入することができるお金

▼依存財源

国や県から交付または割り当てられるお金

▼地方交付税

所得税、消費税、酒税などの国税のうちの一定割合から市町村に配分されるお金

▼国庫(県)支出金

道路整備事業費や医療・生活保護の扶助費などに対し国(県)が一定の率を負担・補助するお金

▼基金

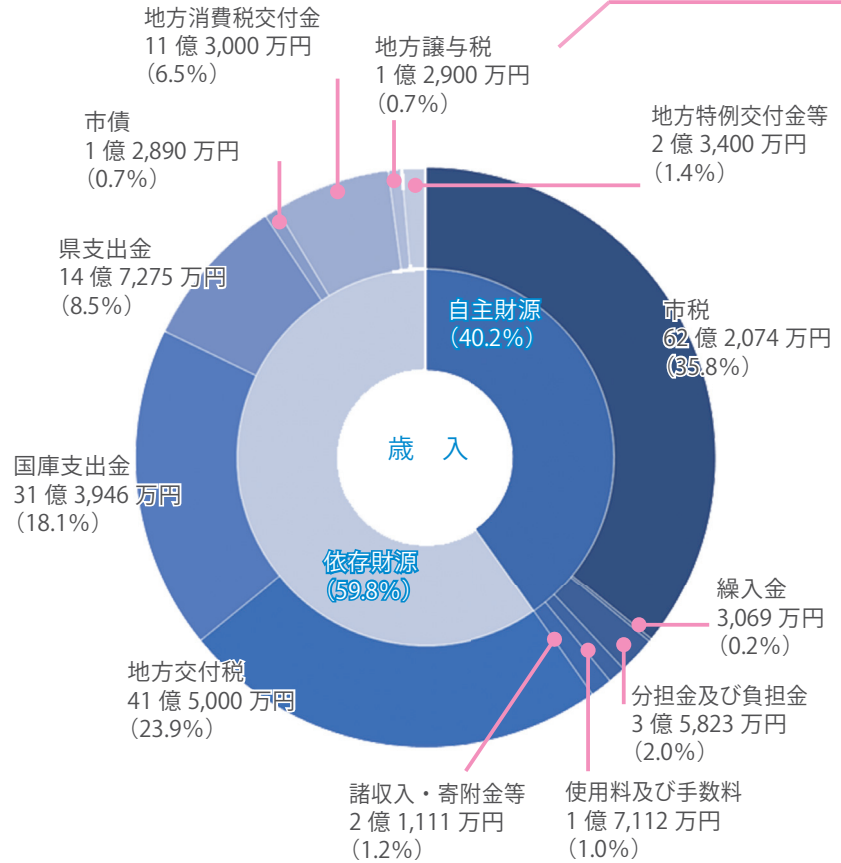
特定の目的のため財産を維持したり、資金を積み立てたりするために設けるもの

▼市債

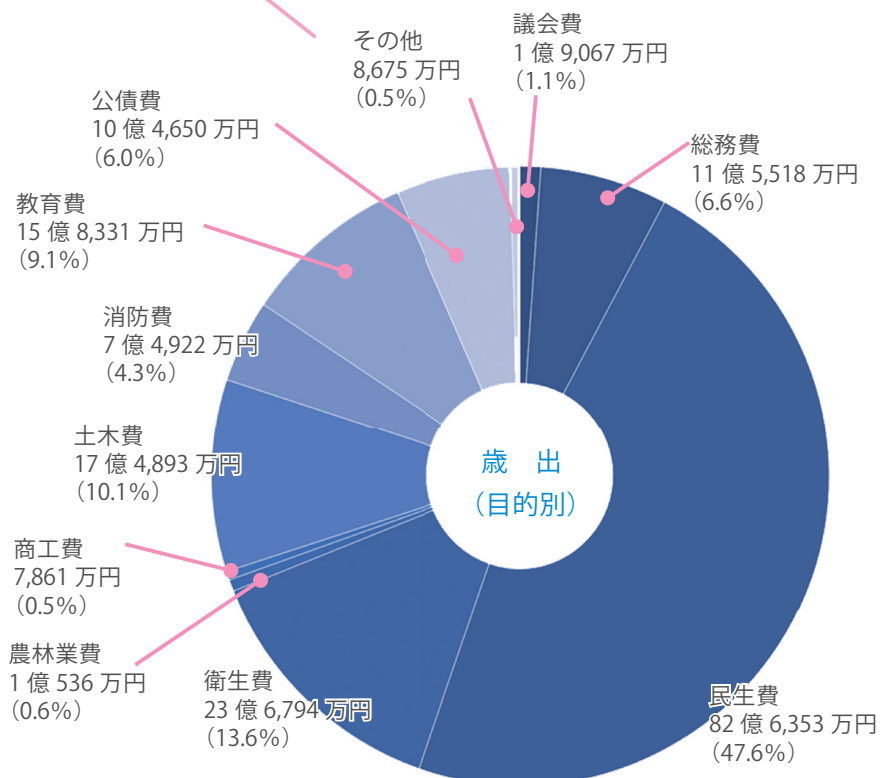
大規模な建設事業などの資金として、国や銀行などから借り入れるもの

▷ 5 ページへ

一般会計歳入



一般会計歳出

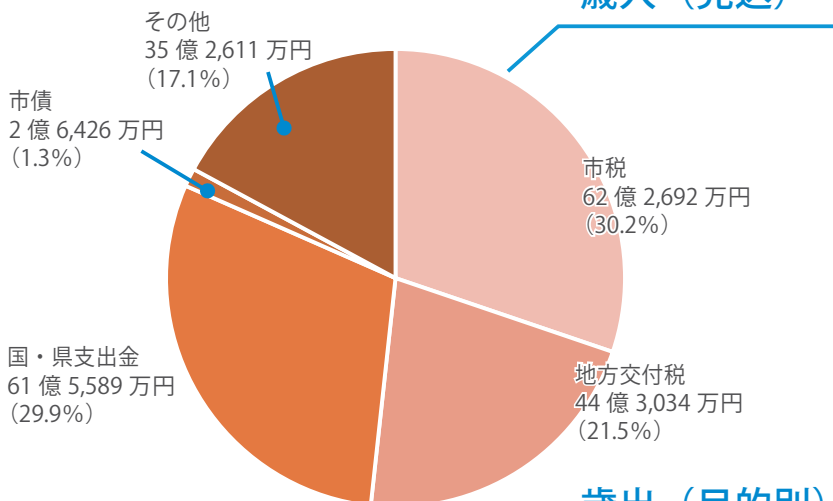




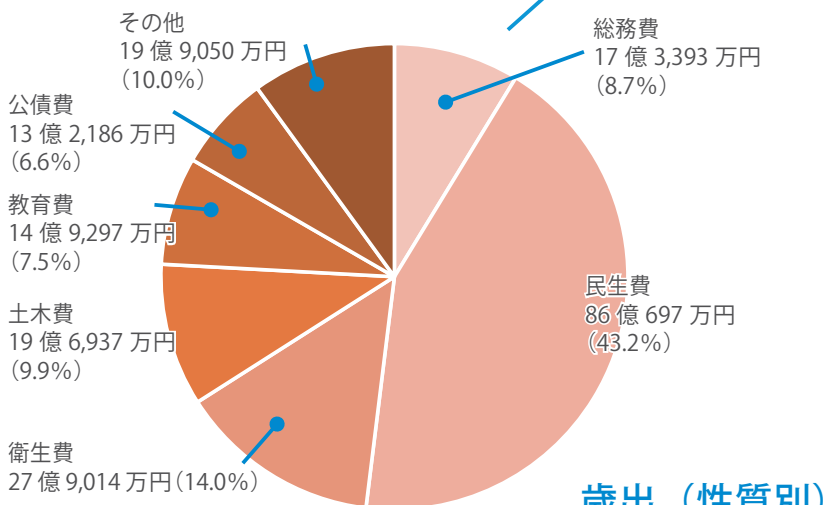
決算状況（見込）（令和4年度）

令和4年度歳入歳出決算（見込）は次のとおりです。歳入総額は206億252万円で、歳出総額は、199億574万円、歳出差引は6億9,778万円の見込みです。詳しくは、広報いわで12月号でお知らせします。

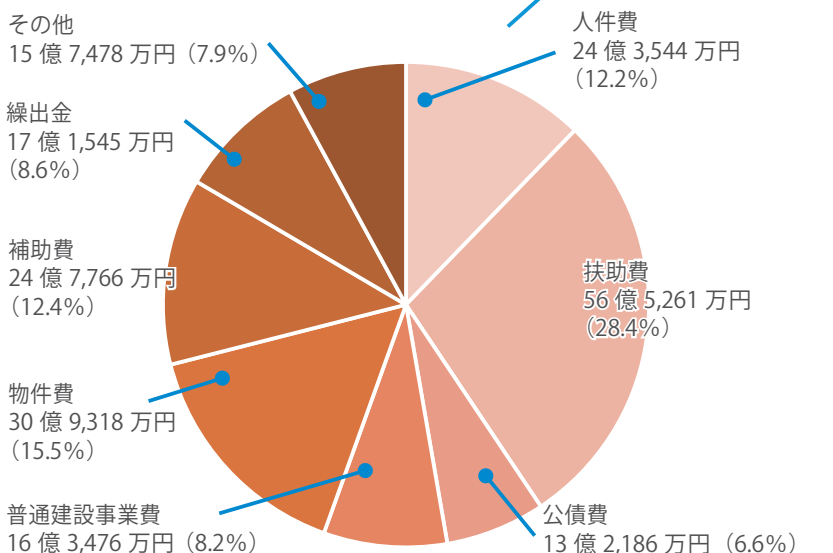
歳入（見込）



歳出（目的別）



歳出（性質別）



【用語解説】（つづき）

▼議会費

市議会の活動に要する経費

▼総務費

市の全般的な管理事務などに要する経費

▼民生費

高齢者・障害者福祉、児童手当、保育所運営など福祉向上に要する経費

▼衛生費

検診、母子保健事業、ごみ収集処理などに要する経費

▼農林業費

農林業振興、水路改修などに要する経費

▼商工費

産業振興、観光振興などに要する経費

▼土木費

道路、河川、公園など公共施設の建設整備に要する経費

▼消防費

防災訓練など予防啓発、初期消防活動などに要する経費

▼教育費

学校教育、生涯教育などに要する経費

▼公債費

市債の返済に要する経費



主要施策・重点業務（市長公室）

～市の未来を見据えた施策の進行管理～

結婚祝金交付事業

市長公室【☎ 62-2141 内線 113】

結婚を祝福し、ご夫婦の新しい人生を応援するため結婚祝金を交付する事業です。

定住を促し、本市の活性化を図ります。詳しくは、お問い合わせください。

対象 令和5年4月1日以降に婚姻を届け出て受理された、次のすべてにあてはまる夫婦

- 婚姻届出日時点で、ご夫婦ともに39歳以下で、いずれもこの祝金を受けたことがない
- 祝金の申請時点で、市内に居住で同一世帯に住所登録がある
- 祝金の交付決定日から2年以上、岩出市に居住する意思がある
- 岩出市の市税を滞納していない
- 暴力団関係者等でない



交付額 10万円（1夫婦当たり）

交付を受けるには 婚姻届出日から6か月以内（※）に市長公室へ申請書を提出してください。

（郵送可。必着） 交付決定後、ご指定の口座に祝金を振り込みます。

申請書は、市長公室で配付、または市ウェブサイトからダウンロードできます。

※婚姻届出日が、令和5年4月1日～6月30日までの方は、令和6年1月4日までに提出してください。

市ウェブサイト



主要施策・重点業務（総務部）

～将来を見据えた安定的な行財政運営の堅持～

防災まちづくりの推進

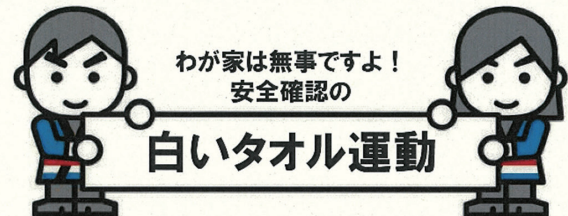
総務課危機管理室【☎ 62-2141 内線 131】

災害時に危険な場所にいる人は避難することが原則です。「警戒レベル4の避難指示」の発令があれば、危険な場所から避難しましょう。

災害発生時に、逃げ遅れ者を出さない、また逃げ遅れ者の早期発見につなげるには、近隣住民で一旦避難する場所を決め、全員が避難できているかを確認した後、決められた避難所に避難をすることが大切です。

市としては、自主防災組織や区・自治会、消防団及び関係機関と連携し、いつ災害が発生してもスムーズに活動ができるよう、初動体制の確立を図ります。

また、市では災害時の安否確認を迅速に行うため、「白いタオル運動」を推進しています。災害時、玄関や窓など周りから一目でわかる場所に白いタオルを結びつけることで、我が家は「全員無事」という目印となり、安否確認の時間を短縮することができます。



～災害時、わが家の無事を地域の人に知らせましょう～

岩出市では、災害時の安否確認を迅速に行うために「白いタオル運動」を推進しています。

- 白いタオルは「無事の目印」です。
- 1枚のタオルで救える命があります。

白いタオル運動とは？
わが家には助けを必要とする人はいないということを、地域の皆さんに示すため、玄関や窓、軒先や郵便受けなどの、周りから一目でわかる場所に白いタオルを結びつける運動です。



白いタオルはなぜ必要？

震災時の生存者確認及び救助は、時間との戦いになり、一刻を争います。わが家は「全員無事」です。「他の方を助けてください」という意思表示で、安否確認の時間を短縮することができます。

万が一の行動の流れ
1. 自分の身の安全の確保
2. 家族みんなが無事であればタオルを結ぶ
3. 周りに声をかけて、留守なのか安全なのか、安否を確認
4. 助けが必要ななら救助や、応援を求める
5. すみやかに避難する



主要施策・重点業務（生活福祉部）

～こどもから高齢者まで、いきいきと暮らせる福祉の充実～

岩出市有料指定可燃ごみ袋の価格の改定

生活環境課【☎ 62-2141 内線 183・184】

本市では、平成 24 年度から有料指定可燃ごみ袋制度の導入により、ごみの減量化が図られているところですが、昨今の原材料費や燃料費等の高騰により、可燃ごみ袋の価格を見直しが避けられない状況となっています。

このため、令和 5 年 8 月 1 日から可燃ごみ袋の価格を次のとおり改定することとなりました。

ごみ袋の種類	現在（～R 5.7.31）	R 5.8.1～R 7.3.31	R 7.4.1～R 8.3.31	R 8.4.1以降
20ℓ袋（10枚入）	200円	180円	200円	220円
30ℓ袋（10枚入）	300円	270円	300円	330円
45ℓ袋（10枚入）	450円	400円	450円	500円

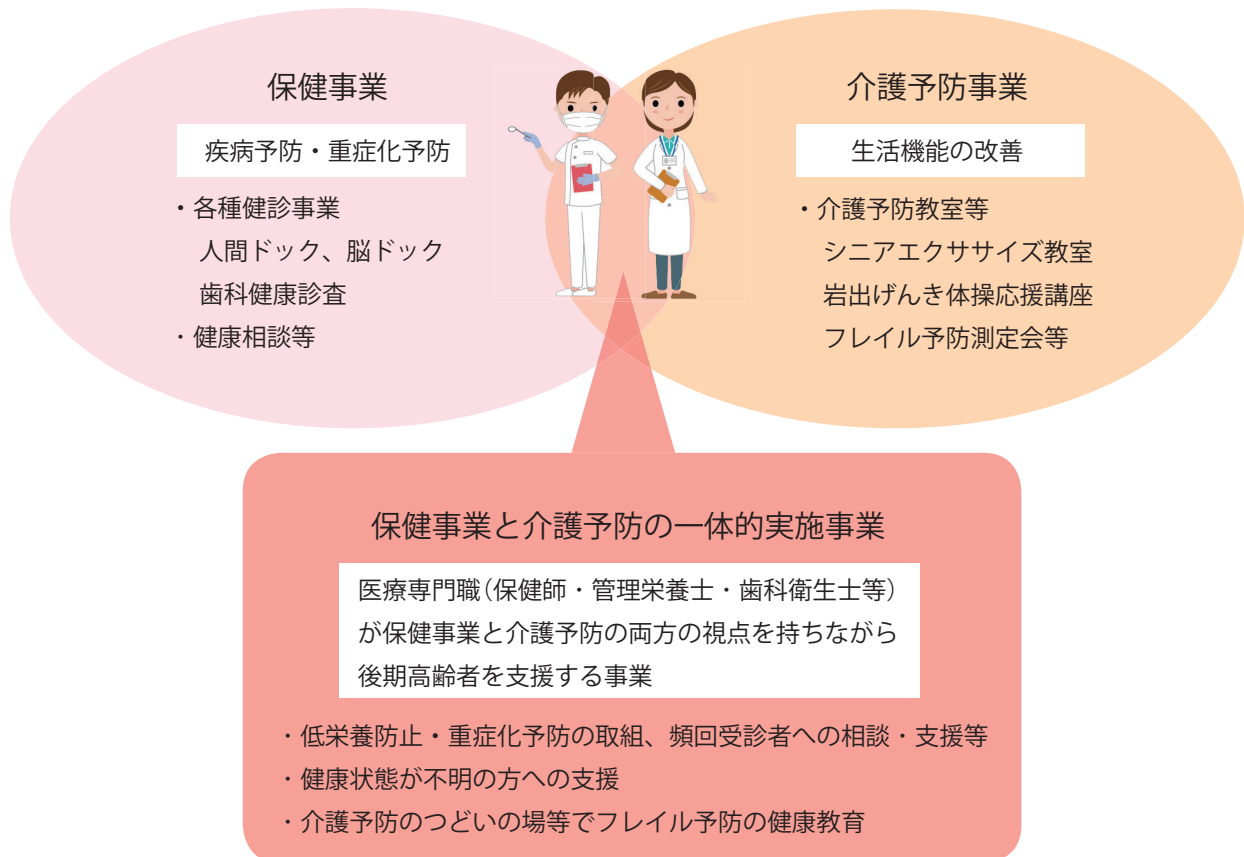
有料指定可燃ごみ袋による適切な分別が、ごみ減量化やリサイクルの促進に役立っています。引き続き、市民皆様のご理解とご協力をお願いします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

保険介護課【☎ 62-2141 内線 348】

人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康の保持・増進を図り、健康寿命を延伸するために、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが求められています。

本市では、令和 5 年 9 月から 75 歳以上の方を対象に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を行います。





主要施策・重点業務（事業部）

～国土強靱化、住みよいまちづくり～

空き家に関する新事業を実施しています

どちらの事業とも、利用方法など詳細は、市ウェブサイトを確認いただくか、都市計画課へお問い合わせください。

都市計画課【☎ 62-2141 内線 225・224】

市ウェブサイト

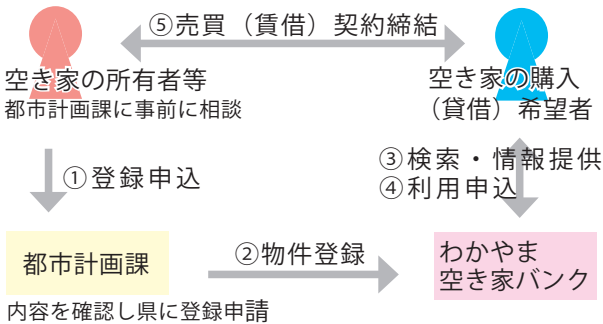


岩出市空き家バンク事業

空き家の売却や賃貸を希望する空き家所有者等から、本市が申込みを受け、わかやま移住定住支援センターが運営するウェブサイト「わかやま空き家バンク」で物件情報を公開し、空き家を利活用したい方を広く募集します。

登録条件 次の条件をすべて満たす物件

- 1) 当該空き家に係る税の滞納がない
 - 2) 売却の場合、申請者は登記名義人又は売買契約時に登記の手続きを完了できる者である
 - 3) 賃貸の場合、当該空き家の権利関係が明らか（貸主が明らか）である
 - 4) 老朽、損傷等が著しい空き家でない
 - 5) 宅地建物取引業者と媒介契約が締結されていない
 - 6) 土砂災害特別警戒区域に所在する空き家でない
- ※県、市は売買・賃貸契約に関与しません。



空き家を売りたい方、貸したい方は、ご相談ください。

岩出市地域土地再生事業

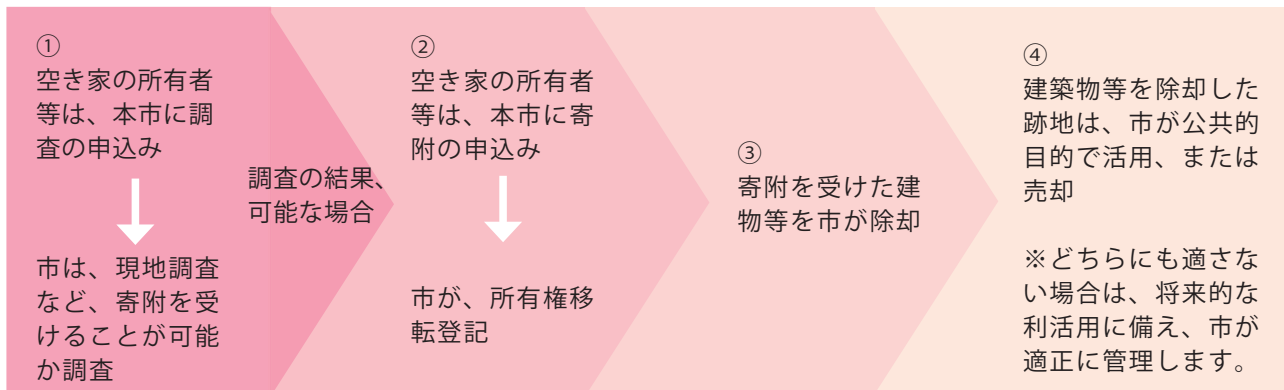
本市が、空き家等及びその敷地の寄附を受け入れ、建築物等を除却、その跡地の利活用を促進し、安全で安心な住環境をつくる事業です。

対象物件 次の条件をすべて満たす物件

- 1) 所有者等に寄附する意思がある
- 2) 敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）及び建築物等を同時に寄附することができる
- 3) 抵当権その他の第三者の権利が設定されていない
- 4) 土砂災害特別警戒区域に所在しない
- 5) 接道に十分な幅員があるなど、建築物等の除却を行うことが困難でない
- 6) 所有者等に市税の滞納がない

不要となった空き家の管理や解体についてお困りの方は、ぜひご相談ください。

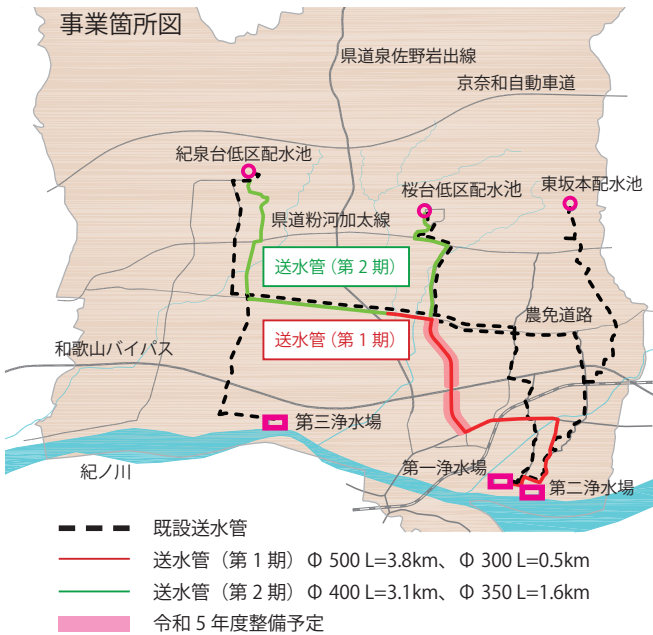
【利用方法】





主要施策・重点業務（上下水道局）

～財政基盤の確立を図り、国土強靱化を進め、効率的な経営を行う～



送水管整備事業

上水道工務課【☎ 62-2141 内線 291】

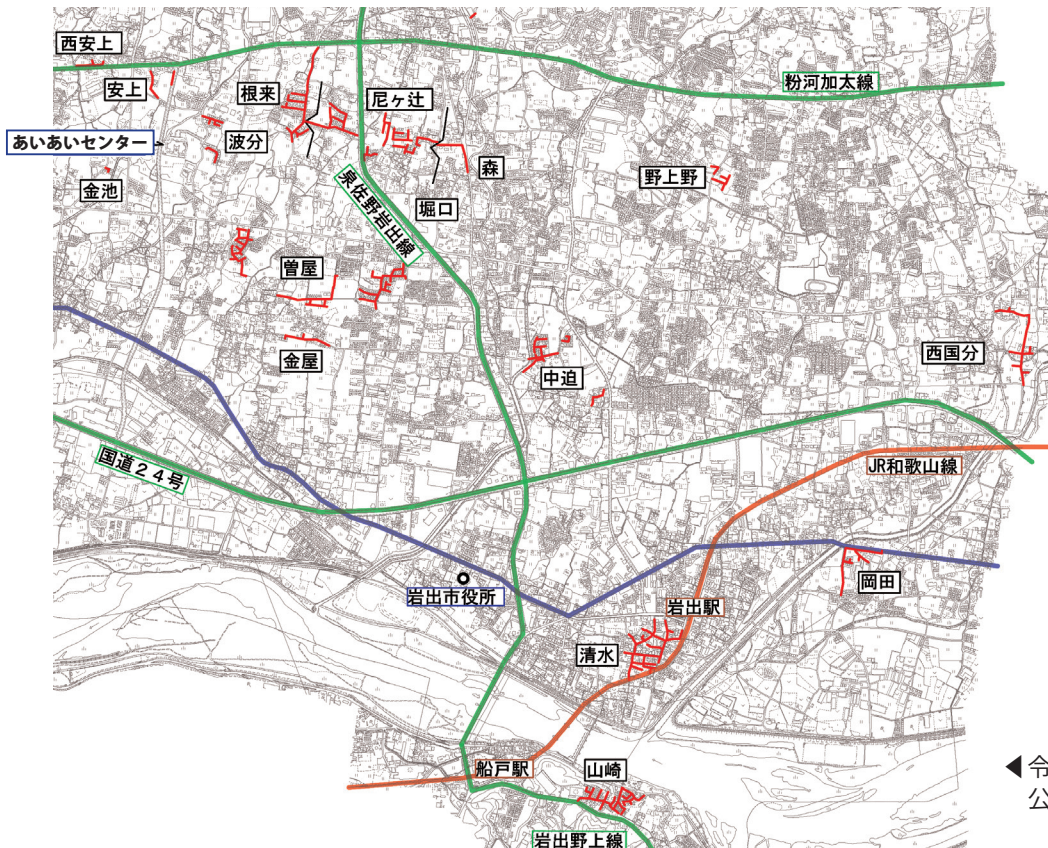
本市の上水道管路の令和4年度末における総延長は398kmで、そのうち浄水場で作られた水道水を配水池に送水する送水管は32kmです。送水管は損傷すると大きな範囲に影響を与える重要な管路ですが、老朽化が進み大規模事故が発生しているとともに、送水形態におけるアンバランス等の問題もあって、危険性が増大しています。

災害に強い安全・安心な上水道施設の構築に向け、国庫交付金を活用し、令和4年度から送水管整備事業に着手しており、令和5年度は測量調査や詳細設計とともに一部区間の布設工事を実施し、令和9年度の第1期事業の完成を目指します。

公共下水道整備事業

下水道工務課【☎ 62-2141 内線 335】

トイレの水洗化、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的に、市内1,420haを全体計画面積として整備を進めています。現在、第6次計画区域として206haの拡大を行い、令和9年度末までに1,103haの整備を進めています。



ます。

令和4年度末の下水道普及率は55.3%、下水道接続率は61.5%となり、今年度は第5次及び第6次計画区域における根来、岡田、清水などで17件(51ha)の工事を行います。

下水道が使用できるようになった区域では、早期の接続で最大7万円の助成があります。

◀ 令和5年度
公共下水道工事 予定箇所図



主要施策・重点業務（教育部）

～学力向上と感染リスクを踏まえた教育活動の推進～

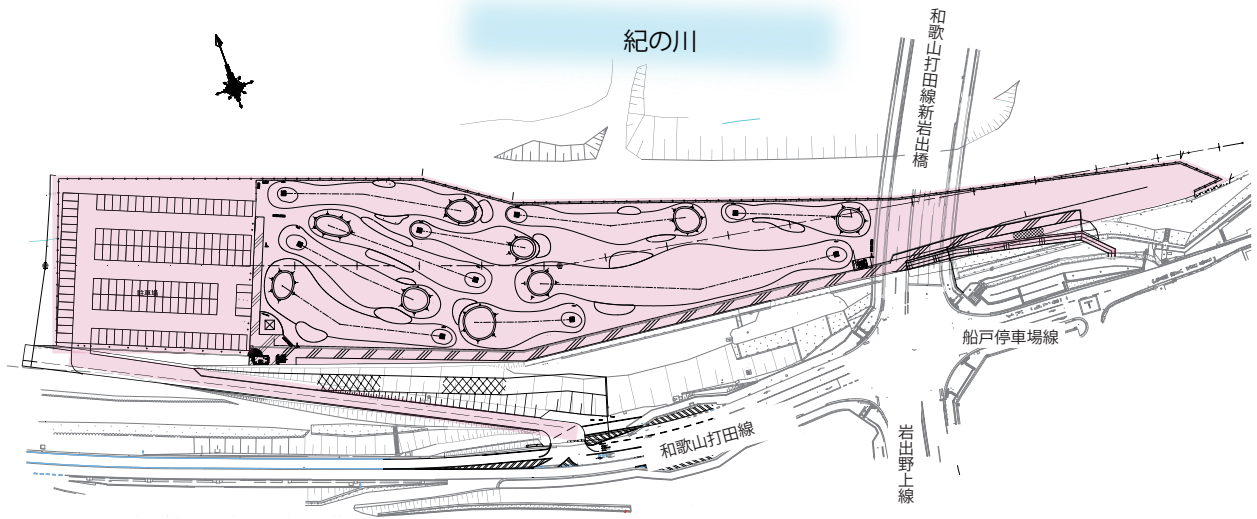
高齢者用スポーツ施設整備事業

生涯学習課 【☎ 62-0370】

紀の川左岸河川敷に、スポーツ施設（約 10,000㎡）と利用者駐車場を令和 5 年 10 月から工事に着工し、令和 6 年 8 月のオープンに向け整備します。

介護予防や健康寿命の延伸など高齢者の健康増進や生き活きと豊かに過ごすための生きがいに繋がるよう、パークゴルフ場、ペタンクやゲートボール場等を整備します。気軽に健康状況に応じた運動・スポーツに親しむことができ、仲間との交流の場として活用いただけます。

スポーツ施設計画図（全体面積 14,500㎡）



読書活動の推進

岩出図書館 【☎ 62-7222】

岩出図書館・駅前ライブラリー・総合保健福祉センター図書室では、カウンターでの受付に加え、自動貸出機で簡単な操作により利用者ご自身でスピーディーに貸出手続きができるよう、ICタグシステムを導入しています。

他にも、ICゲートの設置により岩出図書館で手荷物の持ち込みが可能となり、インターネット上で電子書籍の貸出・返却ができる岩出市電子図書館「いわで e-Library」を開設しています。

安心・安全・便利に図書館を利用していただけるよう、ICTを活用し、読書活動の推進を図ります。





電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業

事業名	概要	担当
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	低所得者支援として、非課税世帯1世帯当たり現金3万円を給付します。(申請受付：9月末まで)	社会福祉課
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。	子ども家庭課
すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を支援するため、紙おむつとおしり拭き(1万円相当)を赤ちゃん訪問時に支給します。(対象：令和5年4月1日～令和5年12月31日生)	子ども家庭課
教育・保育施設等物価高騰対策補助金	教育・保育施設等の運営事業者に対し、補助金を支給します。	子ども家庭課
有料指定可燃ごみ袋の価格の減額	物価高騰に伴い指定可燃ごみ袋の価格を減額します。	生活環境課
水道基本料金の免除	水道基本料金を4か月間免除します。	上下水道業務課
学校給食費負担軽減事業	物価高騰に伴う給食費値上げ分に充てます。(対象期間：令和5年度)	教育総務課



主なくらしの補助

市民の方への補助等

①家具転倒防止金具等取付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 総務部総務課危機管理室【内線133】

- 対象世帯 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯で、世帯員では金具等の取付けが困難な方です。
 - 1) 全員が65歳以上の世帯
 - 2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている方がいる世帯(注)
 - 3) 介護保険の要介護認定で要介護1以上とされている方がいる世帯(注)
 - 4) その他市長が特に必要と認める世帯

(注) 該当される方を除く世帯の全員が65歳以上
- 補助内容
 - 1) 高齢者等が居住する市内の家屋において、その所有する家具に金具等を取り付けるものとする。
 - 2) 金具等を取り付ける家具は、1世帯において3点以内。家具を家屋の柱、壁等に固定する方法により行います。金具等の取付けのための柱、壁等の補強及び家具の移動等はいりません。
 - 3) 事業を利用することができる回数は、1世帯につき1回限りです。

※申請者(同居の方)以外が所有する家屋の場合は、所有者又は管理者の承諾を得てください。
 ※事業に要する費用のうち、金具等の購入費用は利用者の負担です。
 ※事業により固定された家具が災害時等に転倒したことにより、利用者の方が被った被害又は損害について、市及び受託者は、その損害賠償の責めを負いません。

②結婚祝金交付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 市長公室【内線113】

6ページをご覧ください。

③結婚新生活支援補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部子ども家庭課【☎67-6324】

婚姻に伴う経済的負担を軽減し、結婚新生活を応援するため、住宅購入費の一部を補助します。



○対象世帯 次のすべてにあてはまる世帯

- 1) 令和5年3月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦のいる世帯
- 2) 婚姻届を提出し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに岩出市内で住宅を購入または新築した世帯
- 3) 申請時に、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている世帯
- 4) 婚姻日の年齢が、夫婦とも39歳以下の世帯
- 5) 夫婦の所得金額の合計が500万円未満の世帯（貸与型奨学金を返済している方は、年間返済額を所得から控除します。）
- 6) 夫婦いずれも過去に本補助金または国の結婚新生活支援事業費補助金等を活用した他自治体の補助金等の交付を受けていない世帯
- 7) 申請時に、夫婦いずれも市税及び国民健康保険税の滞納がない世帯

○補助内容 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに支払った住宅購入費（改修・改築費用は除く）、新築に係る工事費及び設計費のうち

- 1) 婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下の場合 上限60万円（1世帯当たり）
- 2) 1) 以外の場合 上限30万円（1世帯当たり）

④妊娠判定受診料助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 生活福祉部子ども家庭課【☎ 67-6081】

○対象者 産科受診日に、岩出市に住民登録がある次のいずれかの方

- 1) 20歳未満
- 2) 住民税非課税世帯
- 3) 生活保護受給世帯

○補助内容 妊娠判定に係る費用1回上限1万円、年度内2回まで

（対象受診項目は、妊娠判定に要する診察、尿検査、医療機関が必要とした場合の超音波検査）

⑤養育費確保支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 生活福祉部子ども家庭課【☎ 67-6081】

ひとり親家庭の生活と子どもの健やかな成長のために大切な養育費の確保に向け支援します。

【公正証書等作成費用補助】

○対象者 市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次のすべてにあてはまる方

- 1) 児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準である方
- 2) 養育費の取決めに係る費用を負担している方
- 3) 令和4年4月1日以降に作成された養育費の取決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、確定判決等）を有している方
- 4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- 5) 過去に同一の児童を対象とした同内容の補助金、給付金等を支給されていない方

○補助内容 上限3万円（対象費用：公証人手数料令に定められた公証人手数料、家庭裁判所の調停等申立てや裁判のための収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代）

○申請期日 公正証書等が作成された日（令和4年4月1日以降に限る）または、ひとり親になった日の翌日から6か月以内のどちらか遅い日

【養育費保証契約締結費用補助】

○対象者 市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次のすべてにあてはまる方

- 1) 児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準である方
- 2) 令和4年4月1日以降に保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- 3) 保証会社との養育費保証契約に必要な費用を負担している方
- 4) 公正証書等作成費用補助対象者の要件4) 5) と同じ

○補助内容 上限5万円（対象費用：保証会社と養育費保証契約に必要な費用のうち保証料として本人が負担する費用（契約1年目に係る費用に限る））

○申請期日 養育費保証契約を締結した日（令和4年4月1日以降に限る）の翌日から6か月以内

【養育費強制執行費用補助】

○対象者 市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次のすべてにあてはまる方

- 1) 児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準である方
- 2) 令和4年4月1日以降に民事執行法に基づく養育費の強制執行を裁判所に申立て、その強制執行が実施されている方
- 3) 強制執行に必要な費用を負担している方
- 4) 強制執行に必要な養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- 5) 過去に同一の児童を対象とした同内容の補助金、給付金等を支給されていない方

○補助内容 上限3万円（対象費用：裁判所への養育費の強制執行申立てに必要な収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代、その他申立てに必要な費用（当該費用を債務者へ請求しない場合に限る）、強制執行に係る財産開示手続き申立て費用、第三者からの情報取得手続きの申立て費用）

○申請期日 裁判所で強制執行実施が決定された日（令和4年4月1日以降の日に限る）の翌日から6か月以内

⑥不妊治療助成事業・・問 生活福祉部子ども家庭課【☎ 67-6081】

【一般不妊治療費助成事業】

○対象者 次のすべてにあてはまる方

- 1) 婚姻をしている夫婦である（事実婚を含む）。
- 2) 申請日において、夫または妻の一方が和歌山県内に1年以上住民登録されている方
- 3) 申請日において、夫または妻の一方が本市の住民基本台帳に記載されている方
- 4) 医療保険各法に基づく被保険者、組合員、それらの方の被扶養者のいずれかである方

○対象治療 1) 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療
2) 医療保険適用外の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を除く治療
3) 治療開始前におこった不妊原因を調べるための検査

○助成内容 1年度あたり3万円を限度で連続する2年間

【生殖補助医療先進医療費助成事業】

和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業の交付決定を受けている方は、お問い合わせください。

⑦合併処理浄化槽設置への補助・・問 生活福祉部生活環境課【内線 184】

○対象者 現在、本市に住民登録をしている方、または浄化槽を設置後、速やかに住民登録ができる方（令和6年3月29日までに設置完了すること）

○補助内容 1/3（国）、1/3（県）、1/3（市）

浄化槽の規模：補助金額 5人槽：332,000円、6～7人槽：411,000円、8人槽以上：519,000円

※浄化槽の設置に伴い、既存単独処理槽の撤去が必要な場合は、9万円を限度として、当該撤去に要する費用に相当する額が補助金の額に加算されます。

⑧電動式生ごみ処理機購入への補助・・問 生活福祉部生活環境課【内線 184】

○対象者 市内に住所を有する方で市内の販売店から購入される方

○補助内容 購入価格の1/2に相当する額（補助限度額30,000円）

⑨生ごみ処理容器購入への補助・・問 生活福祉部生活環境課【内線 184】

○対象者 市内に住所を有する方で市指定業者から購入される方

○補助内容 購入価格の3/4以内の額

⑩岩出市空き家バンク事業・・問 事業部都市計画課【内線 225】

8ページをご覧ください。

⑪ 岩出市地域土地再生事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 関 事業部都市計画課【内線 224】

8 ページをご覧ください。

⑫ 住宅の耐震診断・改修等への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 関 事業部都市計画課【内線 223】

○対象住宅 次のすべてにあてはまる住宅

- 1) 木造住宅（平成 12 年 5 月 31 日以前着工）または非木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前着工）
- 2) 2 階建て以下
- 3) 延べ床面積が 400㎡以下

○補助内容 耐震診断・・・・・・・・・・・・・・・・ ①木造住宅 ；診断に要する費用全額

②非木造住宅：診断に要する費用の 2/3（上限 89,000 円）

設計と改修の総合的实施・・工事に要する費用の 2/5 + 定額補助（上限 1,166,000 円）

設計審査・・・・・・・・・・・・・・・・ 審査に要する費用全額（木造住宅のみ）

耐震ベッド・シェルター設置工事・・・設置工事に要する費用の 2/3（上限 266,000 円）

⑬ ジャンボタニシ防除農薬への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 関 事業部産業振興課【内線 242】

○対象者 市内でジャンボタニシの発生により被害を受けるおそれがある水田を保有する方

○補助内容 購入する指定農薬の単価（消費税及び地方消費税を除く）の 1/2 の額（上限あり）

⑭ 有害獣による被害防止への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 関 事業部産業振興課【内線 242】

○対象者 市内に住所を有する方で、市内においてイノシシ、イノブタ等により被害を受けるおそれがある農地を耕作する方

○補助内容 電気柵の設置にかかる資材費に要する費用の 1/2 以内の額（補助限度額 100,000 円）

⑮ 公共下水道接続の宅内排水施設改造費用への助成及び利子補給・・・・・・ 関 上下水道局上下水道業務課【内線 265】

【助 成】

○対象者 公共下水道供用開始後 3 年以内に排水設備の改造工事（水洗化工事）をする世帯

○内 容 供用開始後 1 年以内に接続した場合 7 万円（限度額）

2 年以内に接続した場合 5 万円（限度額）

3 年以内に接続した場合 3 万円（限度額）

※それぞれの年数以内に計画確認申請が受理され、180 日以内に工事が完了した場合も、その年数の助成額となります。

※排水設備工事に要する費用が上の助成金の額に満たないときは、当該工事費用を上限として助成します。

【利子補給】

○対象者 公共下水道供用開始後 3 年以内に本市内にある市指定の金融機関から融資を受けて、排水設備の改造工事（水洗化工事）をされた世帯

○内 容 融 資 額：上限 100 万円以内 償還方法：5 年（60 回）以内の償還

利子補給限度額：5 万円

※助成又は利子補給のいずれか一つの選択となります。

※新築、法人格を有する者及び営利を目的とする住宅開発事業に係るものや事務所などは対象外です。

⑯ 通学路危険ブロック塀等改善事業への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 関 教育部教育総務課【内線 273】

○対 象 通学路に面したブロック塀等

（コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀及び門柱で道路面からの高さが 1 メートル（擁壁上に設置されている場合は 0.6 メートル）以上のもの）

- 補助内容 ①撤去：撤去事業に要する費用の3分の2の額または撤去を行う面積に1平方メートル当たり8千円を乗じた額のいずれか低い額（上限20万円）
 ②設置：設置事業に要する費用の3分の2の額または設置延長に1メートル当たり8千円を乗じた額のいずれか低い額（上限10万円）

自治会等への補助等

①自治会等への振興助成・・問 総務部総務課【内線127】

- 対象 区・自治会
 ○助成内容 基本額 区：6万円、自治会（加入世帯数50戸以上）：5万円
 戸数割 1戸あたり600円

②地区集会所の整備への補助・・問 総務部総務課【内線127】

- 対象 区・自治会の住民の集会所として利用する土地取得及び建物の新築、増築、改築、改修、修繕、附帯工事、備品購入及び耐震診断
 ○補助内容 土地取得：固定資産評価額の2分の1以内の額（土地面積200㎡を限度）
 新築工事：工事に要した経費の2分の1以内の額（補助限度額600万円）
 増築工事：工事に要した経費の3分の1以内の額（補助限度額100万円）
 改築工事：工事に要した経費の3分の1以内の額（補助限度額50万円）
 修繕工事：工事に要した経費の3分の1以内の額（補助限度額20万円）
 附帯工事：工事に要した経費の3分の1以内の額（補助限度額20万円）
 ※下水道の接続に関する排水工事の場合、2分の1以内の額（補助限度額50万円）
 備品購入：購入に要した経費の3分の1以内の額（補助限度額20万円）
 耐震診断：診断に要した経費の3分の1以内の額（補助限度額5万円）

③消防関係施設等への補助・・問 総務部総務課危機管理室【内線133】

消防器具置場の新築及び増改築、維持補修、修理などの補助があります。
 詳しくは、お問い合わせください。

④自主防災組織への補助・・問 総務部総務課危機管理室【内線133】

- 対象 1) 新規に結成した自主防災組織が整備する資機材
 ※市へ自治会等結成届出後3年以内に結成した自主防災組織で、自主防災組織設立後3年以内に実施するもの。
 2) 1) 以外の自主防災組織が整備する資機材
 ※1) の補助金の交付を受けた日から10年を経過した自主防災組織
 3) 地域防災活動に要する経費
 4) 防災士の資格の取得に要する経費
 ○補助内容 1) 資機材購入費の5分の4以内の額（補助限度額50万円）
 2) 資機材購入費の5分の4以内の額（補助限度額25万円）
 3) 補助対象経費に相当する額（補助限度額2万円）
 4) 補助対象経費に相当する額（補助限度額一人当たり11,000円）

⑤ごみ集積施設等への補助・・問 生活福祉部生活環境課【内線183】

- 対象 区・自治会内の一般家庭から排出されるごみ集積所
 ○補助内容 施設の設置に要する経費の2分の1以内の額（補助限度額10万円）
 1施設当たり1枚の散乱防止ネットの購入費の3分の2以内の額（補助限度額3万円）

⑥ 集団資源回収への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部生活環境課【内線 184】

- 対象団体 区・自治会、子ども会、老人会、PTA、その他営利を目的としないボランティア団体等
- 奨励金 資源物の回収量 1kg当たり 4円
- 対象品目 新聞、雑誌、チラシ、段ボール、紙パック、アルミ缶、スチール缶
(ただし、本市内の家庭から排出されたものに限る)

⑦ 清掃ボランティア活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部生活環境課【内線 184】

本市内の道路、河川、公園等の公共区域において清掃をしていただけるボランティア団体には、事前に申請をいただいたうえで、清掃ボランティア用のごみ袋を配布します。

清掃後に余ったごみ袋は返却していただきます。

- 対象 区・自治会、子ども会、老人会、その他営利を目的としないボランティア団体等

⑧ 防犯灯設置への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部生活環境課【内線 185】

【新設防犯灯を設置する場合】

- 対象 維持管理ができる区・自治会等
- 補助内容 設置申請等
区・自治会等からの申請に基づき、防犯灯設置要綱に規定する設置基準や道路事情、設置場所等を検討し、設置可能であれば設置します。
- 設置基準 申請者は、事前に設置場所及び周辺の了承を得る必要があります。
 - 1) 設置の間隔は、原則として 30 m以上であること。
 - 2) 新たに鉄柱を設置する場合は、土地所有者等の承諾を得ていること。
 - 3) 設置することにより、農作物等に影響を受ける付近関係者の承諾を得ていること。
 - 4) 設置及び修繕に要する費用は、市が負担、維持管理に要する費用は、区・自治会等が負担すること。

【既存防犯灯（LED以外のもの）をLED防犯灯に取替える場合】

- 補助内容 区・自治会等からの申請に基づき、防犯灯の取替えに要する経費の 2 分の 1 を補助します。
補助限度額 20,000 円（1 基当たり）

⑨ 原材料支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 事業部土木課【内線 212】

- 対象 区・自治会及び水利組合等
- 対象箇所 公共の用に供している道路及び水路施設等
- 助成内容 一箇所当たりの原材料の支給限度は、金額にして 10 万円以内とする。

⑩ 原材料支給制度（公園）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 事業部都市計画課【内線 225】

- 対象 区・自治会等
- 対象箇所 市に帰属された公園
- 助成内容 除草剤、ペンキ、砂場の砂

⑪ 地区青少年育成会への助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 教育部生涯学習課【内線 282】

- 対象 令和 5 年 4 月 1 日現在、組織されている地区育成会
- 助成内容 1 団体 15,000 円

⑫ 地域の子ども会への助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 教育部生涯学習課【内線 285】

- 対象 令和 5 年 4 月 1 日現在、組織されている地域の子ども会
- 助成内容 1 団体 均等割（25,900 円）＋人数割（200 円×子どもの人数）